統以上の制動装置を備えなければならない。ただし、最高速度35㎞／ｈ未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度25㎞／ｈ未満の自動車にあってはこれを１系統とすることができ、かつ、第２号、第４号、第８号及び第10号の基準に適合することを要しない。」に改め、同項第１号を削り、同項第二号中「第２項第２号、第３号及び第８号」を「第２項第１号、第２号及び第７号」に改め、同号を同項第１号とし、同項第三号中「第２項第４号後段」を「第２項第３号後段」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「（２以上の車輪への共用部分を除く。）」及び「（主制動装置が故障したときに走行中の自動車の２以上の車輪を制動することができる制動装置をいう。）」を削り、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同号の次に次の１号を加える。

七　主制動装置の制動液は、配管を腐食し、原動機等の熱の影響を受けることによって気泡を生ずる等により当該主制動装置の機能を損なわないものであること。

第百七十一条第五項第八号中「（ブレーキ配管のうち１車輪のみへの制動用オイルの通路となる部分をいい、２以上の車輪への共用部分を除く。）」を削り、同項第十号を次のように改める。

十　走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えた自動車（車両総重量が７ｔを超える牽引自動車に限る。）にあっては、当該装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。

第百七十一条第六項各号列記以外の部分中「適合する」の下に「２系統以上の」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、最高速度25㎞／ｈ以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車であって、被牽引自動車とこれを牽引する牽引自動車とが接近することにより作用する構造の主制動装置を備えるものにあっては、次の第２号（第２項第４号の基準に係る部分に限る。）、第３号及び第４号の基準は適用しない。

第百七十一条第六項第１号を削り、同項第二号中「第２項第２号、第４号、第５号及び第８号」を「第２項第１号、第３号、第４号及び第７号」に改め、同号を同項第１号とし、同項中第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項第五号中「しゆう動」を「しゅう動」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「舗装路面で、」の下に「積車状態の被牽引自動車を」を加え、同号を同項第五号とし、同号の次に次の１号を加える。

六　走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えた被牽引自動車（最高速度25㎞／ｈ以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車を除く。）にあっては、当該装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する黄色警報装置を備えたものであること。

第百七十一条中第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項を第八項とし、同条の次に次の１条を加える。

第171条の２　走行中の牽引自動車及び被牽引自動車の減速及び停止等に係る牽引自動車の制動性能に関し、保安基準第12条第２項の告示で定める基準は、次項に掲げる基準とする。この場合において、次項の自動車以外のものにあっては、保安基準第12条第２項の告示で定める基準に適合するものとする。

２　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度25㎞／ｈ以下の自動車を除く。）にあっては、被牽引自動車を連結した状態において、走行中の牽引自動車及び被牽引自動車が確実かつ安全に減速及び停止を行うことができる制動装置を備えていること。この場合において、次に掲げる制動装置であって、その機能を損なう損傷のないものはこの基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられた制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置

二　法第75条の２第１項の規定に基づき制動装置について型式の指定を受けた自動車に備える制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置

第百七十二条第１項中「第８項」を「第５項」に改め、同条第二項中「前条第２項第３号及び第８号の基準」を「第171条第２項第２号及び第７号の基準」に改め、同項第１号中「前条第２項」を「第171条第２項」に、「同条第２項第10号」を「同条第２項第９号」に改め、同項第二号中「前条第５項」を「第171条第５項」に改め、同条第三項中「前条第７項第２号及び第３号に掲げる」を「最高速度25㎞／ｈ以下の牽引自動車により牽引される」に、「同条第２項第３号及び第５項第４号」を「第171条第２項第２号及び第５項第３号」に改め、同条第四項中「（被牽引自動車の制動装置であって当該被牽引自動車を牽引する牽引自動車と接近することにより作用する構造であるもの（以下「慣性制動装置」という。）を除く。）」を削り、「車両総重量が1.5ｔ以下の１軸を有する被牽引自動車（セミトレーラを除く。）で」を「被牽引自動車（被牽引自動車とこれを牽引する牽引自動車とが接近することにより作用する構造の主制動装置を備えたもの又は保安基準第12条第２項若しくは前項に基づき主制動装置を省略したものに限る。）であって、」に改め、同条第五項中「牽引自動車（最高速度35㎞／ｈ未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度25㎞／ｈ以下の自動車を除く。）及び被牽引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）」を「牽引自動車（最高速度25㎞／ｈ以下のものを除く。）及び被牽引自動車（被牽引自動車とこれを牽引する牽引自動車とが接近することにより作用する構造の主制動装置を備えたものを除く。）」に、「前条第２項」を「第171条第２項」に、「同条第２項第８号」を「同条第２項第７号」に、「前条第４項」を「第171条第４項」に、「同項第５号」を「同項第４号」に、「前条第５項」を「第171条第５項」に改め、同条第六項中「の主制動装置（慣性制動装置を除く。）」を「（被牽引自動車とこれを牽引する牽引自動車とが接近することにより作用する構造の主制動装置を備えたものを除く。）の主制動装置」に改め、同条第七項を次のように改める。

７　牽引自動車（最高速度25㎞／ｈ以下のものを除く。）及び被牽引自動車の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、第171条第２項第10号の基準に適合しなければならない。

第百七十二条第八項を削る。

第二百十二条第三項第１号を次のように改める。

一　制動灯は、制動装置が協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第９改訂版の規則5. 2. 1. 30. 又は5. 2. 2. 22. に限る。）又は別添12「乗用車の制動装置の技術基準」3. 2. 22. に定める制動信号を発する場合に点灯する構造であること。

別添七４・５・８・及び別添九３・１０・中「別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」」を「協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第９改訂版の規則5. 及び6. に限る。）」に改める。

別添十及び別添十１を削る。

別添十一１・中「別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」1. ただし書の」を「第15条第２項第２号ロ及び第93条第２項第２号ロの」に改め、同別添別紙４２・１・中「主制動装置の一部であって制動中の１つ以上の車輪と路面との間の当該車輪の回転方向の相対的滑りの大きさを自動的に制御する」を「走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる」に改める。

別添十五を削る。